

## 銀行カードローン問題とは

返済しきれないほどのたくさんの負債を抱えてしまった人を多重債務者という。

かつて、多重債務者問題の主な原因は「消費者金融からの借金」であったが、過払金返還請求が増加し、また、貸金業法の改正により残高が年収の3分の1を超えるような貸付けを原則禁止とする規制（総量規制）がなされた影響から、「消費者金融からの借金」は減少傾向にある。

ところが、最近では、「消費者金融からの借金」の穴を埋めるかのように、総量規制の対象外とされた「銀行からの借金」が急激に増加している。しかも、銀行カードローンは、消費者金融が保証していることがあり、返済が滞った場合には、消費者金融が債務者に代わって返済のうえ、取立てをすることになることから、総量規制の抜け道として、過剰な借入に繋がることも危惧されている。

現に、銀行による消費者向け国内貸付額は、総額3兆5000億円（平成25年3月）から5兆4000億円（平成28年12月）にまで急増している。

以上がいわゆる銀行カードローン問題であり、昨今、多重債務者問題の激化を感じさせる現象として問題視されている。なお、個人の自己破産件数も、平成27年度までは大幅な減少傾向となっていたが、平成28年に再び増加に転じ（6万4637件 前年比101.2%）、平成29年8月時点では、前年同月累計比で104.7%となっている。

## 銀行カードローン等を負担する多重債務者の救済手段の実情

銀行においては、テレビやインターネットを通じて、無審査による貸付けを大々的に宣伝広告しており、また「銀行は安心」といったイメージもあって、銀行カードローンに安易に手を出す環境は、整備されてしまっている。実際の実法律相談でも、最近では銀行カードローンを抱える多重債務者の相談が後を絶たない。

ところで、多重債務者の救済手段には、自己破産、個人再生、任意整理がある。相談の場では、負債、資

産、家計収支、経済的援助者の有無、多重債務となった原因等をヒアリングし、また、請求書、預金通帳、源泉徴収票等も確認のうえ、いずれの手段によるべきかを検討する。

この点、自己破産の場合は、免責を得られれば、支払うべき負債はなくなる。また、個人再生の場合は、原則として債務元本を一部カットして、3年で返済することとなる。

これに対し、任意整理は、交渉により、返済方法の合意を目指す手続であるが、銀行との関係では、債務元本の減額に成功する事案は皆無といってよい。そのため、任意整理は、銀行カードローン中心の多重債務者の救済手段としては決して強い手段ではない。

親切にも貸してくれたのだから、収入の範囲内で払えるなら払うべきという考え方もあるかもしれないが、支払可能性の机上の計算は、時として債務者に過大な負担となり、経済的再生の足枷となる。

また、自己破産だからといって、身ぐるみを全部剥がされるわけではなく、一定限度の財産は自由財産として保有可能である。自宅は、自由財産とならないが、自宅を残すのであれば、個人再生の活用を検討するべきである。

そのため、事案によるが、銀行カードローンを原因とする多重債務相談は、任意整理ではなく、自己破産又は個人再生を選択すべき場合が多い。

## 最近、質問の多い自己破産に関する事項

なお、自己破産の申立てに「負債額〇〇万円以上」といった要件はない。自己破産が可能か否かは負債額だけでなく、資産、収入及び信用力等を見て判断されるものなので、生活保護受給者等の低所得者であれば、負債総額が数十万円といった場合でも自己破産が可能なおことがある。

また、負債の原因が浪費のみの場合でも、免責を得られる可能性がある。裁判所や破産管財人に虚偽の説明をする等の不誠実な態度をとったのであれば別論、通常銀行カードローン事例で、債務の原因から直ちに免責が得られない例はほとんどないと思われる。